

秋田市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和7年3月18日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
さえき商店	中山 純	秋田市千秋城下町 7番50号	令和7年3月13日